

河川維持業務（河川巡視・水草集積）特記仕様書

（仕様書の適用）

第1条 本業務は、本仕様書に基づき実施しなければならない。なお、本仕様書に定めのない事項については、次の各共通仕様書に基づき実施しなければならない。

- ・徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月
- ・機械工事共通仕様書（案）（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）
- ・電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものを適用するものとする。なお、業務途中で改定された場合は、この限りでない。

（現場責任者）

第2条 受注者は、公共施設維持管理業務（除草・せん定等）委託（請負型）契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」を提出する際に次のものを添付しなければならない。

（1）現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

＜直接的な雇用関係＞

現場責任者と所属業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。

（2）資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

（業務工程表）

第3条 受注者は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内（ただし、14日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、設計図書に基づいて業務工程表を所定の様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、契約変更時の残期間が30日未満となる場合、工程に影響がない軽微な数量の増減となる場合の変更工程表について、監督員への提出を省略することができる。ただし、監督員から提出の指示がある場合については、省略することができない。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第4条 本業務は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができ

るものとする。

- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP：

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第5条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（河川巡視・水草集積における一般事項）

第6条 河川巡視作業及び水草集積作業に当たっては、次の項目に留意すること。

- （1）事前に現地調査を実施し、既設構造物の位置を確認するとともに作業に支障となる物件の撤去や目印の設置を行うこと。
- （2）作業箇所の移動を考慮に入れ、作業箇所の区分割を計画すること。
- （3）作業指揮者や監視員を配置して、作業全体の指揮・監視を行うこと。
- （4）作業開始前には、作業指揮者又は監視員、作業員及び交通誘導警備員の間で作業手順や役割分担の再確認をすること。
- （5）作業員はヘルメット、防護メガネ、手袋、安全ベスト等を着用し、安全な作業に努めること。

（業務中の安全確保）

第7条 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術調査課長、令和6年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に業務の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は、当該業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

- 2 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、維持業務に使用する建設機械の設定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械があるときは、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 4 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 5 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブ

ームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。ただし、監督員との協議により、上空施設への接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用できないことが認められた場合は、この限りでない。

- 6 受注者は、業務現場付近における事故防止のために一般の立ち入りを禁止する場合は、その区域に、柵、立ち入り禁止の表示板等を設けなければならない。
- 7 受注者は、業務期間中、安全巡視を行い、業務区域及びその周辺の安全を確保しなければならない。
- 8 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割り当て、次の各号から実施する内容を選択し、作業月において安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 本業務内容等の周知徹底
 - (3) 業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該業務における災害対策訓練
 - (5) 「造園安全衛生管理の手引き」（一般社団法人日本造園建設業協会）、「造園工事業の安全作業手順」、「造園工事者のための危険性・有害性等の調査標準モデル」（建設業労働災害防止協会）の周知徹底
 - (6) 当該業務現場で予想される事故対策
 - (7) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 9 受注者は、業務着手前に業務の内容に応じた安全教育、安全訓練等の具体的な実施計画を作成しなければならない。また、監督員が特に指示する場合には、監督員に提出しなければならない。
- 10 受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、「安全訓練等実施報告書（徳島県土木工事主要提出書類）」により、監督員に提出しなければならない。
- 11 受注者は、災害発生時においては、第三者、作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。

（交通誘導警備員等）

第8条 本業務においては、交通整理に、15日を必要日数として見込んでいる。

配置人員として、

交通誘導警備員A（昼間勤務）を合計 0名（交替要員〔無し〕）、

交通誘導警備員B（昼間勤務）を合計15名（交替要員〔無し〕）

を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

- ・交通誘導警備員Aとは、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員をいう。
- ・交通誘導警備員Bとは、警備業法第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するものをいう。

- 2 受注者は、次の区間において行う交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備員Aを常時一人以上配置すること。

(1)「警備員等の検定に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)」第2条により、高速自動車国道又は自動車専用道路において行う交通誘導警備業務及び徳島県公安委員会が定めた区間(平成27年4月1日付け徳島県公安委員会告示第7号)。

(2)最新の道路交通センサス一般交通量調査の結果による平日の24時間交通量が4,000台以上の区間。

(3)監督員が特に第三者の危険を防止する必要があると指示した区間。

3 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、「交通誘導警備員勤務実績報告書(徳島県土木工事主要提出書類)」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1か月ごとに監督員に1部提出するものとする。

4 受注者は、合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出しなければならない。また、検定合格警備員は、当該業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

(事故報告書)

第9条 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、徳島県の「土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル(受注者用)」に基づき直ちに監督員に通報する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が指示する期日までに、事故報告様式を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録しなければならない。

(諸法令の遵守)

第10条 受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用・運用は受注者の責任において行わなければならない。

(現地踏査)

第11条 受注者は、業務の着手前又は作業中の現地踏査に際して、河川施設の管理上の問題点及び第3者に影響を及ぼす異常を発見した場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。

(後片付け)

第12条 受注者は、業務の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去するとともに、現場及び業務にかかる部分を清掃し、整然とした状態にしなければならない。

(地域住民等への対応)

第13条 受注者は、業務の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

2 受注者は、地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 受注者は、業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。また、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に誠意をもって対応しなければならない。

(業務内容)

第14条 本業務は、水草が上流から流入することや下流へ流出することを防ぐことを目的とし、河川巡視を行うとともに、河川内に繁茂した水草を撤去し、適切な場所に集積する。

(1) 河川巡視

- ・河川巡視は、原則水上巡視とするが、巡視用船舶を航行させるための喫水位が確保できない時期については、陸上巡視を行う。
- ・水上巡視は、巡視用船舶に2名（普通船員1名、軽作業員1名）が乗船し、巡視作業を行うことを標準とし、1回あたり0.5日作業を見込んでいる。
- ・陸上巡視は、ライトバンに2名（運転手1名、軽作業員1名）が乗車し、巡視作業を行うことを標準とし、1回あたり0.5日作業を見込んでいる。
- ・河川巡視中に撤去対象の水草等を発見した場合は、速やかに監督員に報告を行い、その指示により水草等を集積するものとする。

(2) 水草集積

- ・水草集積は、集積用船舶に3名（普通船員1名、普通作業員2名）が乗船し、水草を河川内で集積し、陸揚げ作業を行うことを標準とし、1回あたり1日作業を見込んでいる。
- ・また、陸揚げ作業後、別途業務で行う運搬作業の積込補助を行うものとする。

- 2 水草が下流へ流出する恐れがあるときは、速やかに発注者と協議を行い、流出対策を行うものとする。相当な理由がなく水草が下流へ流出した場合は、受注者の責任において水草を除去しなければならない。
- 3 水上巡視及び水草集積作業は1日1隻を標準とする。ただし、1日2隻以上で作業を行う場合には、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- 4 河川巡視及び水草集積作業を行う作業区域は、別に示す位置図のとおりとする。ただし、監督員から指示がある場合においては、この限りではない。

(業務時期・時間)

第15条 業務の実施時期については、次表のとおりを予定している。

・河川巡視・水草集積

工種	種別	期 間	摘 要
河川巡視（陸上）	出水期前1	契約日の翌日 から 4月30日	1回/月
河川巡視（水上）	出水期前2	5月1日 から 5月31日	2回/月
河川巡視（水上）	出水期中	6月1日 から 10月31日	2回/月
河川巡視（陸上）	非出水期1	11月1日 から 12月31日	2回/月
河川巡視（陸上）	非出水期2	1月1日 から 2月28日	1回/月
水草集積	期間内適宜	契約日の翌日 2月28日	

なお、水草の繁茂状況等により、上記期間以外に作業を指示する場合がある。

- 2 受注者は、設計図書に業務時間が定められている場合で、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 3 受注者は、設計図書に業務時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行

うときは、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

- 4 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、監督員が指示する様式（事故等発生時連絡者届出書）により、作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

（作業報告の徹底）

第16条 現場作業を行う際には、作業日前日までに別紙様式1号「業務作業日報」をメール又はファクシミリ（以下、「メール等」という。）により、監督員に報告するものとする。ただし、業務着手前に監督員の承諾が得られた場合においては、これを作業完了後報告と併せて報告できるものとする。

- 2 現場作業を行った際には、作業完了後、速やかに別紙様式1号「業務作業日報」及び別紙様式2号「業務日報写真」をメール等により、監督員に報告するものとする。
- 3 受注者は、前2項の作業実績を作業日から5日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に別紙様式3号「業務作業報告書」により、発注者に提出するものとする。
- 4 前3項の作業報告が適切に行われた場合にのみ、本業務の対象とするものとし、監督員の指示及び承諾のない作業の事後報告は認められない。

（施工管理等）

第17条 作業における状況写真は、作業前、作業中及び完了時を同じ場所、同じ方向から撮影するものとし、作業の実施状況及び実施範囲が確認できるように整理しておくこと。

- 2 業務看板、保安施設状況及び交通誘導警備員の配置状況についても撮影しておくこと。
- 3 前2項の写真は、別紙様式2号「業務日報写真」にまとめるものとし、業務内容が容易に把握できるよう整理を行うものとする。

（委託の検査）

第18条 受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書に業務の内容に応じて次の関係書類を添えて発注者に提出するものとする。

なお、業務の完了を監督員が確認するまで、業務完了報告書を提出することができない。

- (1) 現場責任者届、工程表
 - (2) 作業記録
 - (3) 記録写真
 - (4) 打合せ簿
 - (5) 交通誘導警備員勤務実績報告書及び警備報告書（写）
 - (6) 安全訓練等の記録
 - (7) 各種申請書・許可証、契約書（写）
 - (8) その他監督員が必要と認めた書類
- 2 報告書は、A4版印刷物で作成するものとする。また、報告書一式の電子データをウイルスチェック済みのCD-R等の電子媒体で2部作成するものとする。

（法定外の労災保険の付保）

第19条 本業務において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(様式1)

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

現場責任者届

業務名

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。

<直接的な雇用関係>

現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。

※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。

(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。

(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

主任監督員 殿

業務作業日報

業務名：

報告番号	No.		
事前報告日時	令和 年 月 日 () 時刻 AM・PM	完了報告日時	令和 年 月 日 () 時刻 AM・PM
事前報告担当者		完了報告担当者	

事前報告	作業完了報告
作業予定日 令和 年 月 日 ()	作業日 令和 年 月 日 ()
作業予定時間	作業実働時間
作業予定場所	作業場所
作業予定人員	作業人員
①作業船運転者名	①作業船運転者名
②巡視・集積作業者名	②巡視・集積作業者名
予定作業内容	作業内容 水草の状況

業務作業日報

業務名：R 7 徳土 飯尾川他 徳・国府他 河川維持業務（1）

報告番号	No. 5			
事前報告日時	令和●年 ●月 ○日（水）PM 3:00	完了報告日時	令和 年 月 日（ ）時刻 AM・PM	
事前報告担当者	徳島 太郎		完了報告担当者	

事前報告		作業完了報告	
作業予定日	令和●年 ●月 ●日（木）	作業日	令和 年 月 日（ ）
作業予定時間	8:00~17:00	作業実働時間	
作業予定場所	上飯尾川大橋右岸 ほか	作業場所	
作業予定人員	船員 1人 作業員 2人	作業人員	
①作業船運転者名	徳島 太郎	①作業船運転者名	
②巡視・集積作業者名	飯尾 次郎 国府 三郎	②巡視・集積作業者名	
予定作業内容	作業内容		
午前 上飯尾川大橋上流右岸において集積作業	水草の状況		
午後 川原田橋上流左岸において陸揚げ作業 その後、全域巡視			

業務作業日報

業務名：R 7 徳土 飯尾川他 徳・国府他 河川維持業務（1）

報告番号	No. 5		
事前報告日時	令和●年 ●月 ○日（水）PM 3：00	完了報告日時	令和●年 ●月 ●日（木）PM17：00
事前報告担当者	徳島 太郎	完了報告担当者	徳島 花子

事前報告		作業完了報告	
作業予定日	令和●年 ●月 ●日（木）	作業日	令和●年 ●月 ●日（木）
作業予定時間	8：00～17：00	作業実働時間	8：00～17：00
作業予定場所	上飯尾川大橋右岸 ほか	作業場所	上飯尾川大橋右岸 ほか
作業予定人員	船員 1人 作業員 2人	作業人員	船員 1人 作業員 2人
①作業船運転者名	徳島 太郎	①作業船運転者名	徳島 太郎
②巡視・集積作業者名	飯尾 次郎 国府 三郎	②巡視・集積作業者名	大堀 吾朗 国府 三郎
予定作業内容	午前 上飯尾川大橋上流右岸において集積作業 午後 川原田橋上流左岸において陸揚げ作業 その後、全域巡視	作業内容	午前 上飯尾川大橋右岸にて集積作業 飯尾川大橋右岸に陸揚げ 午後 全域巡視 水草の状況 巡視の結果、逆瀬川において、ナガエツルノゲイトウの群落を確認したため、集積を行った。

業 務 日 報 写 真

作業日：

	<p>撮影場所：</p> <p>撮影時刻：</p> <p>撮影者：</p> <p>作業内容：</p>
	<p>撮影場所：</p> <p>撮影時刻：</p> <p>撮影者：</p> <p>作業内容：</p>
	<p>撮影場所：</p> <p>撮影時刻：</p> <p>撮影者：</p> <p>作業内容：</p>

業 務 日 報 写 真

作業日：

写真	撮影場所： 上飯尾川大橋付近 撮影時刻：10:00 撮影者：国府 三郎 作業内容： 水草集積作業
写真	撮影場所： 逆瀬川 (合流点から100m程度) 撮影時刻：13:30 撮影者：国府 三郎 作業内容： 水上巡視状況
写真	撮影場所： 飯尾川大橋付近 撮影時刻：17:00 撮影者：徳島 太郎 作業内容： 作業完了 本日の水草集積状況

令和 年 月 日

徳島県東部県土整備局長 殿

受注者

業 務 作 業 報 告 書

業務名：

本業務において、次のとおり作業を行ったので報告いたします。

1 作業時間 着手 令和 年 月 日 時 分 から
完了 令和 年 月 日 時 分 まで

2 作業内容 _____

3 路線名 _____

4 作業場所 _____

5 使用機械

種 別	容 量	稼働時間	摘 要

6 作業人員

職 種	人 数	作業時間	のべ時間	摘 要

7 使用材料

材 料 名	規 格	単 位	数 量	摘 要

令和 年 月 日

徳島県東部県土整備局長 殿

受注者 徳島市●●町○○字●●
株式会社○○○建設
代表取締役 徳島 太郎

業 務 作 業 報 告 書

業務名： R7徳土 飯尾川他 徳・国府他 河川維持業務（1）

本業務において、次のとおり作業を行ったので報告いたします。

1 作業時間 着手 令和●●年●●月●●日 8時00分 から

完了 令和●●年●●月●●日 17時00分 まで

2 作業内容 水上巡視・集積作業

3 路線名 飯尾川ほか

4 作業場所 国府町桜間～不動町

5 使用機械

種 別	容 量	稼働時間	摘 要
作業船		8h	1台

6 作業人員

職 種	人 数	作業時間	のべ時間	摘 要
普通船員	1人	8h	8h	
普通作業員	2人	8h	16h	

7 使用材料

材 料 名	規 格	単 位	数 量	摘 要